

2012年11月22日

## 新食品表示制度についての意見

東京都渋谷区代々木3丁目24番3号

全国和菓子協会

専務理事 藪 光 生

新食品表示制度についての意見交換会において発言の機会を頂き感謝します。

以下意見を申し上げます。

### (1) 新たな食品表示制度について

#### ①表示スペースと見やすい大きな活字、義務表示事項の拡大の関係について

今回の食品表示一元化・新食品表示制度において大切なことのひとつに、消費者の約73%が求める「表示事項を絞り、文字を大きくする」ということへの対応が挙げられています。

検討会報告ではそのことが取り上げられてはいるものの、結果的にはその意見に対して有効な対策は示されていません。

和洋菓子など加工食品の包装は、安全、安心、扱いやすさという点などから個包装化が進み、表示スペースは小さくなっている現状があります。

その限りある表示スペースと、見やすい大きな活字、さらに表示義務事項の拡大という三要素は相反する面があります。

その点について具体的にどの様に対応すべきなのか、誰もが納得できるように明確な判断を示すべきだと考えます。

#### ②表示スペースの確保に関わる検討について

表示スペースが小さくなっていることにご理解をいただいていることによるものか、従来の一括表示に捉われず、他のスペースに表示を行わせるとか、表示スペースを確保するために表示方法や表示の場所を検討するとされていますが、立方体の包装容器であれば、裏面以外の側面に表示をする

ことも可能ですが、現実には表裏2面しか表示スペースのない包装も多数存在しています。

その場合、「裏面だけで表示出来ないなら表面に表示させれば良い」というような議論が為されたと仄聞していますが、それは乱暴な考えであります。包装には様々な役割があることは、改めて指摘するまでもありませんが、そのひとつに商品の名称、商品の内容、その他商品特性を訴える販売促進のための告知を行う媒体としての役割があり、製造販売者にとって欠かせない重要な要素となっています。

その媒体として使用している表面に、短絡的に義務表示を強いることは営業者の販売促進を阻害する要因ともなり、健全なる商行為を妨げることにもつながるもので、簡単に容認できることではありません。

### ③WEB等を利用した表示について

表示スペースと見やすい大きな活字、表示事項の増加の三要素は相反する面があり、スペース的に対応が難しいことを認識しているせいでしょうか。「WEB等への表示によって換えられるようにする」という記述がありますが、それは正にタメにする議論であって、栄養成分表示を義務化するために考え出された方策にしかすぎません。

WEB等を利用する表示とは、消費者に「買いに行く前にWEB等で確認しなさい」というのか、それとも「買って帰ってから確認しなさい」というのか、はたまた「スマホや携帯でQRコードを読み取って確認しなさい」ということなのか、その様なやり方では、まったく情報を得ることが出来ない消費者も多数生まれてくる可能性があります。

たとえ誰であっても購入場所で商品を手にとって表示が確認出来ないという事は、あってはならないことです。

WEB等を利用する表示は、それを利用していない、利用出来ない消費者や零細事業者が多数存在している現状の中で、それ等の人々を置き去りにすることにもつながります。

本来なら、消費者庁はこの様な人々をこそ守り保護していく考えに立つべきであるはずで、義務表示のための手段としてWEB等を利用することは不適當であります。

## (2) 栄養成分表示義務化について

我々団体の職にある者は、法律や法令が決まれば、会員に対してその内容の周知を図り、法を遵守することを求める責務があります。

しかし、法の遵守を求めるためには、その法律が論理的にして合理的で疑問の余地のないものである必要があります。

栄養成分表示の義務化については、会員からの問いに対して以下の理由により論理的に説明することが不可能な状況にあります。

### ①論理的に説明出来ないことの問題

国民の食生活は家庭内調理を中心として、中食、外食、加工食品等によって成り立っていますが、国民の食生活においては、一部疾病を背負った方々を除けば、一般的に自分が摂取するカロリー数値や栄養成分数値を把握して食生活を行う習慣は根付いていません。

また、家庭内調理はもとより、中食、外食におけるカロリーなど栄養成分がどのような数値であるかを把握する方策もありません。

それにも関わらず、何故加工食品にのみ栄養成分表示の義務を課すのか、加工食品にのみ栄養成分表示を義務化すると、どのように国民の健康向上に寄与するのか、ということについて納得の出来る説明が為されていません。これについて検討会報告の中では「栄養成分表示は健康的な食生活を営むための基礎として中長期的な期間で、栄養を管理するための目安として捉えることが出来る」と記していますが、それはあくまでも国民の一人一人が全ての食について栄養成分を理解し、把握できる環境にあって、尚且つ、それを活かす食生活を行うことが習慣となった上でのことであり、それ等の前提が何もない中で加工食品にのみ栄養成分表示の義務を課すことについての論理的な説明とは言えぬものであります。

法は、あくまでも論理的、且つ合理的に納得できるものの上にこそ成り立つものでなければなりません。

それがないにも関わらず義務化を押し進めるといふ暴挙は、国民における健全なる遵法精神の低下を招く要因にもなりかねないと危惧されます。

このことについて万人が納得しうる論理的にして合理的な説明が出来ない

のであれば加工食品にのみに義務を課すことは不合理であり反対です。

## ②誤差を認めざるを得ないことについて

他方、栄養成分表示を義務化するに際して、20%程度の誤差を容認することが示されていますが20%の誤差とは上下40%の誤差となり、大きな誤差であるといえます。

表示数値の誤差の容認幅が大きいということは、はからずも栄養成分表示の正確性を担保することの困難を示しているものであるといえますが、この様に誤差のある表示を義務化することに、どれほどの意味があるのでしょうか？

むしろ、誤差のある表示によって誤った理解につながる恐れもあり、健康的に悪影響を与える可能性もあります。

この様に誤差があるものは義務表示事項として不適格であると考えべきであり、表示をさせるなら任意または奨励表示で十分に目的を果たせるものであり義務化すべきではありません。

## ③公的データベースの構築について

栄養成分表示義務化には表示する側において、様々な困難があることは当局においても十分に把握していると思われ、検討会報告においても計算値方式や公的データベースの整備と活用が示されていますが、現存している五訂栄養成分表などを活用した計算値でカロリーや栄養成分表示を行うことは大変難しく、小零細事業者にとっては有効なデータとはなり得ないものです。

和洋菓子を製造する小零細事業者は、その製造する商品については十分な知識を有していますが、栄養成分やその数値等については十分な知識があるとは言えず、複雑なデータから正しい数値を得ることは不可能です。

公的データベースは、それ等十分な知識のない人であっても、それが簡単に利用できるものでなければ意味がありません。

果たして、そのようなデータベースの構築は可能なのか、疑問を持たざるを得ません。

仮に前項①、②において合理的な説明が可能であったとしても、誰もが簡

単に使える公的なデータベースが構築されるまでは表示義務化は不適當であると考えます。

### **(3) 小零細事業者における対応の困難**

今まで述べたとおり、栄養成分表示の義務化にはあくまでも反対でありませんが、合理的ではなく正確性の担保も難しいにも関わらず、あくまでも義務化を行うという場合には以下に理由により特段の考慮をお願いしたいと思います。

#### **①少量多品種、季節要因による変動などへの対応の困難**

和洋菓子の産業は、大半の事業者が小零細企業で、その数は約5万軒に及びます。それ等の小零細企業は、少量多品種生産を余儀なくされている上に、季節によって製造する商品が異なりますし、気温の変化などにより原材料の配合を変更することも日常的に行われており、製造する商品アイテムは多数に上ります。そのひとつ、ひとつの栄養成分を明らかにするためには、多額の費用が掛かりますし、事務量の増大はもとより、多種類の包装資材を用意しなければならないなど負担が大き過ぎます。

しかも現在の経済状態から考えて、その経費を売価に転嫁することは困難で、経営に多大な負担を強いることになり、そのために営業継続を困難にする可能性も考えられますので、万一、栄養成分表示を義務化する際には小零細企業をその義務対象から除外するなどの措置を講じて頂くようお願いいたします。

#### **②狭い商圈の中で営業を行っている実態への考慮**

和洋菓子店は、限定された地域の中で、それぞれの技術を活かして、地域の食文化や和洋菓子の供給に努力して地域経済や国民の生活に大きな役割を果たしていますが、こうした小零細企業において、この様な複雑な表示が義務化されることにより営業していく意欲を失わせるようなことがあつては、地域の経済振興の上でも国民生活の基盤とも言える地域共存の仕組みの上でも、大きな損失といえ、さらには国民にとって豊かな食生活を失うことにもつながりかねず、国民生活にも不利益をもたらす可能性もあり

ます。

反面、この様な小零細企業の商圏は限定された狭い地域の中での営業がほとんどであり、その影響を及ぼす範囲は極めて限定的であると考えられるので、その義務対象から除外するなどの措置を講じて頂くようお願いいたします。

以上